## 附属機関の会議の一覧

令和6年(2024年)4月10日現在

## 組織順

番号	附属機関の名称	附属機関の会議の目的	担当課
1	つくば市国民保護協議会	市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く 住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関 する施策を総合的に推進する。協議会は、市長の諮問 に応じ国民の保護のための措置に関する重要事項を審 議し、市長に意見を述べる。	市長公室 危機管理課
2	つくば市防災会議	つくば市地域防災計画を作成し、その実施を推進す るとともに、市の地域に係る災害が発生した場合にお いて、当該災害に関する情報を収集する。	市長公室 危機管理課
3	つくば市男女共同参画審議 会	市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する 基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、 答申する。	市長公室 ダイバーシティ推進室
4		教育委員会が設置するつくば市いじめ問題専門委員会による調査審議の結果を受け、いじめ問題の重大事態発生防止等のために再調査の必要があると認めるときに、市長の諮問に応じ調査審議し、答申する。	総務部 総務課
5	つくば市教育特区学校審議 会	つくば市教育特区に基づいて学校設置会社が設置す る学校の設置認可等について調査及び審議をする。	総務部 総務課
6	つくば市行政不服審査会	行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があった場合、審査庁の諮問に応じて審理手続の適正性及び判断の妥当性を調査審議し、答申する。	総務部 総務課
7	つくば市情報公開・個人情 報保護審査会	情報公開の請求に対する決定及び個人情報開示等の 請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37 年法律第160号)による不服申立てがあった場合、市長 又は実施機関の諮問に応じて申し立ての内容を審査 し、答申する。	総務部 総務課
8	つくば市特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬及び政務調査費の額並びに市 長、副市長及び収入役の給料の額について審議する。	総務部 人事課
9	つくば市政治倫理審査会	つくば市議会議員政治倫理条例(平成12年つくば市 条例第59号)及びつくば市長等政治倫理条例(平成13年 つくば市条例第8号)に規定する審査、調査等を行う。	総務部 法務課
10	つくば市建設工事適正化対 策審議会	市長の諮問に応じて、市工事から集団的又は常習的 に暴力的不法行為を行うおそれがある組織を排除する ために必要な情報の交換及び指名除外に関する審議を 行う。	総務部 契約検査課

番号	附属機関の名称	附属機関の会議の目的	担当課
11	つくば市大規模事業評価委 員会	市が行う大規模な施設整備事業の評価に関し調査審 議する。	政策イノベーション部 企画経営課
12	つくば市未来構想等審議会	総合計画における基本構想及び基本計画について必 要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に 答申する。	政策イノベーション部 企画経営課
13	つくば市スポーツ推進審議 会	市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振 興に関する重要事項について調査審議し、及びこれら の事項に関して市長又は教育委員会に建議する。	市民部 スポーツ振興課
14	つくばカピオ運営委員会	カピオの運営に関し、市長の諮問に応じ必要な事項 を審議する。	市民部 文化芸術課
15	ノバホール運営委員会	ノバホールの運営に関し、市長の諮問に応じて必要 な事項を審議する。	市民部 文化芸術課
16	つくば市文化芸術審議会	文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、 市長に答申する。	市民部 文化芸術課
17	つくば市働く婦人の家運営 委員会	働く婦人の家の円滑な運営を図るため、働く婦人の家の運営の基本に関することや働く婦人の家の利用普及に関することなどを審議する。	市民部 働く婦人の家
18	つくば市社会福祉審議会	社会福祉行政の円滑な推進を図るため、社会福祉に 関する重要な事項を調査審議する。	福祉部 社会福祉課
19	つくば市民生委員推薦会	民生委員法第5条第2項の規定に基づき、民生委員 候補者の推薦を行う。	福祉部 社会福祉課
20	つくば市障害支援区分認定 審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第15条の規定に基づき、障害者及び難病患 者等の障害程度区分に関する審査判定を行う。	福祉部 障害福祉課
21	つくば市国民健康保険運営 協議会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、つくば市が行う国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置する。	保健部 国民健康保険課
22	つくば市介護認定審査会	介護保険法第27条第5項又は第32条第4項の規定により行う審査及び判定のほか、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。)について要介護認定又は要支援認定の審査及び判定をする。	保健部 介護保険課

番号	附属機関の名称	附属機関の会議の目的	担当課
23	つくば市予防接種健康被害 調査委員会	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定により、市 民が受けた予防接種及びつくば市の勧奨により市民が 受けた予防接種に起因した健康被害に関し必要な事項 を調査するため設置する	
24	つくば市子ども・子育て会 議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77 条第1項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第138条の4第3項に規定する付属機関とし て、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる 事務について調査審議し、答申する。	こども部 こども政策課
25	つくば市融資あっせん審査 会	つくば市中小企業事業資金融資あっせん規則(平成3年つくば市規則第39号)に基づく融資あっせんに係る審査を適正に行うため、融資あっせんの適否及び推薦金額を審査答申する。	経済部 産業振興課
26	つくば市景観審議会	良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議す る。	都市計画部 都市計画課
27	つくば市都市計画審議会	都市計画法(昭和43年法律第100号)によりその権限 に属する事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都 市計画に関する事項を調査審議する。	都市計画部 都市計画課
28	つくば市建築審査会	建築基準法に規定する同意及び第九十四条第一項の 審査請求に対する裁決についての議決を行うととも に、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関 する重要事項を調査審議する。	都市計画部 建築指導課
29	つくば市ホテル等建築審議 会	つくば市ラブホテルの建築等規制条例の施行に関する重要事項を調査審議するため設置する。	都市計画部 建築指導課
30	つくば市開発審査会	都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第1項の規 定に基づく審査会。開発許可処分及び開発許可申請に 対する不作為の審査請求に対する裁決及び市街化調整 区域に係る開発行為の許可、開発許可を受けた開発区 域以外の区域における建築等の許可等について審査を する。	都市計画部 開発指導課
31	つくば市生活安全推進協議 会	生活安全の推進に関する事項について調査及び検討 をし、その結果を市長に答申する。	建設部 防犯交通安全課
32	つくば市環境審議会	環境保全に関する基本的な事項について調査審議す る。	生活環境部 環境政策課
33	つくば市一般廃棄物減量等 推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律 第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、つくば市の 一般廃棄物の減量、分別、リサイクル等について調査 審議する。	生活環境部

番号	附属機関の名称	附属機関の会議の目的	担当課
34	つくば市上下水道審議会	水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、 水道料金に関すること、水道加入金に関すること、下 水道受益者負担金に関すること、下水道使用料に関す ることなどについて調査審議する。	上下水道局 水道総務課 下水道総務課
35	つくば市奨学生選考委員会	つくば市が行う奨学金給付対象者(以下「奨学生」 という。)選考の公平かつ適正な運営を図るため、教 育委員会の諮問に応じ、奨学生の選考に関し必要な事 項を調査審議する。	教育局 教育総務課
36	つくば市学区審議会	つくば市における学区(つくば市立の小学校、中学校及び幼稚園の通学区域をいう。以下同じ。)設定の適正化を図るため、教育委員会の諮問に応じ、学区に関する事項を調査審議し、教育委員会に答申する。	教育局 学務課
37	つくば市立学校給食セン ター運営審議会	給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、教育委員会の諮問に応じ給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、及び助言する。	教育局 健康教育課
38	つくば市いじめ問題専門委 員会	いじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための 調査を行う。	教育局 学び推進課
39	つくば市教育支援委員会	障害のある児童及び生徒に対し、適正な就学指導を 行うため、教育委員会の諮問に応じ、障害児の適正な 就学指導及びこれに係る必要な事項について調査審議 し、教育委員会に答申する。	教育局 特別支援教育推進室
40	吾妻学園コミュニティ・ス クール協議会	吾妻学園の学区における地域住民、保護者その他の 関係者が学校運営に参画することで、地域住民等の意 見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくり を実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力 し、学校を核としたコミュニティづくりを進める。	教育局 生涯学習推進課
41	つくば市社会教育委員会議	社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する ため、定時又は臨時に会議を開き、これに対して意見 を述べる。	教育局 生涯学習推進課
42	つくば市生涯学習審議会	市長の諮問に応じ、生涯学習を振興するための施策 の総合的な推進に関する事項、その他生涯学習の推進 に必要な事項について調査審議し、答申する。	教育局 生涯学習推進課
43	つくば市文化財保護審議会	文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項 の規定に基づき、教育委員会の諮問に応じて、文化財 の保存及び活用に関する重要事項について調査審議 し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。	

番号	附属機関の名称	附属機関の会議の目的	担当課
44		図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、 図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を 述べる。	教育局 中央図書館
45	つくば市救急隊不搬送事案 検証委員会	令和5年4月16日午前0時50分に通報を受けて出場した救急隊が、傷病者を医療機関へ搬送しなかった事案について検証するため。	消防本部 消防総務課
46	補者選考会	農業委員会の委員の任命に当たり、任命過程の公正 性及び透明性を確保するため設置する。選考会は市長 の諮問に応じて、農業委員の候補者を選考し、市長に 答申する。	農業委員会事務局 農業行政課